

第178回板橋区都市計画審議会

平成30年9月11日（火）

11階第一委員会室

○議長 それでは、第178回板橋区都市計画審議会を開会いたします。

先日の北海道の大地震や、西日本のたび重なる台風など、非常に自然災害が頻発しております。被災された方々には心からお見舞いを申し上げますとともに、都市計画というのは、災害に強いまちづくりを進める上で大事な役割を担っていると思いますので、そういったことも心してこの審議会の運営をしていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

最初に、本審議会条例施行規則第4条第2項に基づきまして、署名委員を指名させていただきたいと存じます。

村尾委員をお願いいたします。

これより、議事に入りたいと存じます。

まず、議案第196号 板橋駅板橋口地区第一種市街地再開発事業にかかる都市計画について、付議文の紹介をお願いいたします。

○政策企画課長 政策企画課長の篠田と申します。付議文の紹介をさせていただきます。

30板政企第48号の7 東京都板橋区都市計画審議会 都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項及び同法第21条第2項において準用する第19条第1項の規定に基づき、下記事項について付議する。平成30年9月6日 板橋区長坂本健 記 1 東京都市計画地区計画（板橋駅板橋口地区）の決定について（板橋区決定） 理由 駅周辺の土地の合理的かつ健全な高度利用により、板橋区の玄関口にふさわしい、誰もが暮らしやすく活気にあふれた、にぎわい拠点の形成を目指すため、地区計画を決定する。 2 東京都市計画第一種市街地再開発事業（板橋駅板橋口地区）の決定について（板橋区決定） 理由 土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることにより、板橋区の玄関口にふさわしい暮らしやすく、活気あふれる拠点の形成を目指すため、当該地区における第一種市街地再開発事業の都市計画決定を行うものである。

裏面でございます。

3 東京都市計画高度利用地区の変更について（板橋区決定） 理由 板橋駅板橋口地区第一種市街地再開発事業の決定に伴い、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、高度利用地区を変更する。 4 東京都市計画高度地区の変更について（板橋区決定） 理由 板橋駅板橋口地区第一種市街地再開発事業の決定に伴い、市街地環境と土地利用上の観点から検討した結果、高度地区を変更する。

以上でございます。

○議長 それでは、引き続き、都市計画の内容及び本件における都市計画法第17条の縦覧結果について、説明をお願いいたします。

○政策企画課長 それでは、説明をさせていただきたいと思います。

それでは、議案第196号につきまして、参考資料2によりまして説明をさせていただきたいと思います。ご用意いただければと思います。

参考資料2、板橋駅板橋口地区市街地再開発事業にかかる都市計画についてをごらんください。

項番1です。板橋駅板橋口地区都市計画の概要、こちらにつきましては、5月の報告時の内容と同様のものとなっております。

(1) 板橋駅板橋口地区の現状でございますが、交通利便性が高く、こちらの地域は商店街を中心に駅前商業地を形成しております。こうした立地にありますところ、駅前にふさわしいにぎわいをつくっていくというものでございます。

本地区の区有地は、長らく有効な活用がされておらず、東日本旅客鉄道株式会社所有地についても、老朽化した駅舎が存在するのみということで、駅前地区としてふさわしい健全な土地利用がなされているとは言いがたい状況でございます。

このような中で、駅前にふさわしい土地利用計画について検討を進めて、本日に至っているというところでございます。

(2) です。都市計画の名称です。

板橋駅板橋口地区地区計画の決定、板橋駅板橋口地区第一種市街地再開発事業の決定、高度利用地区の変更、高度地区の変更でございます。

裏面に移りまして、項番2でございます。

板橋駅板橋口地区第一種市街地再開発事業で(1)につきましては、5月の報告と同じですが、一番最後の6つ目の点でございます。平成30年8月に、共同施行予定者として野村不動産株式会社を選定させていただいたという記述を加えさせていただいております。

(2) でございます。地権者の状況につきましては、前回と同じでございます、板橋区と東日本旅客鉄道株式会社の2名ということになっております。

(3) 市街地再開発事業を用いる意義につきまして、報告時の質疑を踏まえまして追加させていただいたものでございます。用いる意義として3点ございまして、1つ目、駅前にふさわしい拠点の形成ということで、区有地の活用に当たりましては、建物の適切な配置、空地の確保等を行うことで駅前にふさわしいにぎわいの交流拠点の形成ができる手法が求めら

れているというのが1つ。

3ページ目でございます。西口周辺地区ネットワークの強化ということで、板橋駅西口周辺地区まちづくりプランにおきましては、当地区も含めて板橋駅、下板橋駅、新板橋駅の駅と駅を結び移動のしやすさを向上させることを検討しているところでございます。

しかしながら、駅前広場は歩行者動線と自動車動線が輻輳するなど課題がある。また、当地区につきましては、隣接する西側道路につきましては、歩行者、自転車、自動車の動線の分離、歩行者の安全性の向上が課題となっているところでございます。このことから、西口周辺地区全体のネットワーク強化に向けて駅からの施設内動線の確保に加えまして、駅前広場と一体となった公共空間の確保が可能となる手法を用いたいというふうに思っておるところでございます。

3つ目、公共性の確保としまして、区民の資産である区有地を活用するものというところで、公平・公正さのほか、区が関与する事業として一層の公共性が求められるというところ です。駅舎改良計画が進行中であり、これはまちづくりを展開する大きな機会というふうに捉えておりまして、この機会を逃すことなく、進めていきたいと思っております。

この事業につきましては、国、都の交付金等の補助金を利用するものではございませんけれども、公共性の高い事業としまして整備内容が担保され、一定の手続を踏んで進められる都市計画の手続で進めるのがふさわしいというふうに考えたところでございます。

以上のことから、都市再開発法に基づく市街地再開発事業を適用しまして、土地の高度利用と都市機能の更新、公共施設や公共に資する空間の整備を行い、法的な位置づけによる公共性を担保していきたいというふうに考えているところでございます。

この事業によりまして、課題となっている西側の道路における歩道の確保、駅前広場との一体となった広場、歩道状空地の確保ができて、先行して進められている駅舎改良計画との連携を図る施設内通路を確保することで、滝野川口を含めた駅全体ににぎわいを波及させることができると考えております。

加えまして、単独利用ではなし得ない多様な用途（商業・住宅・公益施設）等が整備され、そういった機能が複合した拠点が形成され、板橋区の玄関にふさわしいまちづくりが実現できるものと考えております。

次ページでございますけれども、事業手法について比較したものを表としてまとめさせていただいたので、後ほどごらんいただければと思います。

項番3、今後のスケジュールでございます。

本日の答申をいただきましたら、10月に都市計画決定をできればというふうに考えております。

次に、参考資料3をごらんいただければと思います。

こちらは前回の報告時の中でご議論いただいた意見を反映させていただきまして、赤で記載させていただいております。駅の東西が結ばれることで生まれる効果を最大限生かすというような趣旨を加えさせていただいております。そのほか、用語、あるいは線形のずれを修正させていただきました。

なお、参考資料の4につきましては、変更箇所のある部分の計画案を抜粋したものですので、ご参考にしていただければというふうに思います。

都市計画についての説明は以上でございます。

次に、議案第196号の資料をごらんいただければと思います。

こちらは、都市計画法第17条縦覧結果ということで、前回の都市計画審議会での報告の後、東京都知事との協議を経て行った縦覧でございます。対象となる都市計画の種類は①から④のとおりでございます。

公告日は、平成30年7月31日。

縦覧期間は、公告日から8月14日までの2週間。

意見書の提出期間は縦覧期間と同時期ということになっております。

結果としまして、縦覧者は1名、意見書は1名から1通いただいているところでございます。

内容につきましては、いただいた意見書の内容を転写したものが参考資料1となりますので、後ほどご確認いただければと思います。

議案第196号資料の3ページをごらんいただきたいと思います。こちらが意見書の要旨でございます。

意見は、東京都市計画の地区計画に対しまして意見をいただいております。

内容としましては、計画に賛成という意見で、板橋区の玄関にふさわしい駅前としてほしいというものでございます。

板橋区の見解としましては、駅周辺の土地の合理的かつ健全な高度利用を図っていきます。現在の駅前広場と一体的に利用可能な広場を配置し、駅前にふさわしい魅力とゆとりある空間を形成していきますということで回答させていただきたいと思います。

(2)でございますけれども、本都市計画案に対する参考意見として、施設内の機能に関

するものということで参考とさせていただいておりますけれども、交番をつくってほしいという意見をいただいたところでございます。

参考資料1が、先ほど言ったとおり意見書の転写版ということとなっております。

説明は以上でございます。

○議長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けしたいと思います。ご質問、ご意見がございましたら、挙手をしてお願いいたします。

よろしゅうございますか。

稲垣委員、どうぞ。

○稲垣委員 前回の審議会で、ちょっと事業のスキームがよくわからないので、後でいいですか、理論武装していただきたいと申し上げたのか、私は質問したんですけれども、すぐにはお答えいただけなかったもので、共同施行事業者というのは、何法に基づいて設けるといいですか、選ばれるといいですか、そういう根拠のようなものがちょっとわからなかったもので、前回もお尋ねしたんですけれども、すぐにお返事いただけなかったもので、きょうまたお尋ねさせていただきます。

○議長 それでは、説明をお願いできますか。

○政策企画課長 都市再開発法の中の個人施行者ということで位置づけられているというところでございます。

○議長 稲垣委員。

○稲垣委員 そうではなくて、共同事業者でしたか、野村不動産を選んだというふうに書いてありましたが、それは何に基づいているのかということをお尋ねして、それも前回からそういう趣旨でお尋ねしていたんですが。

○政策企画課長 すみません。板橋区が今回の共同事業者ということで選んだのは、土地所有者であります板橋区とJR東日本が、それぞれ提案をいただきまして、それを審査して決定したということなので、具体的な法とかそういうのに基づいているというよりは、板橋区の場合は審査会の設置要綱をつくりまして、その中で野村不動産を選ばせていただいたような形になります。

○稲垣委員 そうすると、別に都市再開発法に基づくとかそういうことではなくて、例えば、参加組合員というのは組合施行の場合ですけれども、そういう場合には都市再開発法の規定があるわけですが、今回の場合には、そういう規定はなしで、何の根拠もなくという失礼な言い方ですが、何にも基づかないで独自になさったということですか。

- 政策企画課長　そういう意味では、先ほど申しました再開発法の中で個人施行の中で数人で共同して施行する場合というところに位置づいているということで、それを誰を選ぶかというところを、区としては審査会を通して決定したという形で、それでJ R東日本さんと合意の上、野村不動産を選ばせていただいたという形になります。
- 稲垣委員　そういうことですか。ちょっとわかったような、わからないようなんですが、一応質問はそれで結構といたします。ありがとうございます。
- 議長　ちょっと私、今の説明の確認ということで質問させてもらいたいですけれども、個人施行という枠組みですよね、都市再開発法の、市街地再開発事業の種類として。個人施行は、個人または数人で共同して施行することができるというふうに書いてあると。そうすると、今回選ばれた共同事業者は、その共同施行者になるんですか。それともあくまでも個人施行、J R東日本が個人の立場で施行する、そういう事業なんですか。
- 政策企画課長　今回は、J R東日本と野村不動産が、野村不動産は共同施行者ということで、2者で施行する事業体になります。
- 議長　そうですね。そうすると、やはり法律に基づく立場が野村不動産にはあるということなんじゃないですか。個人施行のところに書いてある、個人または数人で共同して施行することができる、そこが根拠規定となって、共同事業者として選ばれた上で共同施行をするということになるんじゃないですか。それでいいですか。
- 政策企画課長　はい、そのとおりでございます。
- 議長　ということのようですが、稲垣委員、よろしいですか。
- 稲垣委員　余りこだわって時間をとって恐縮ですが、今おっしゃったので、個人の中には区も個人の位置づけになるわけですよね、この場合は。
- 政策企画課長　いや、今回は板橋区は施行者にはならないです。土地所有者というだけの位置づけなので、今回の事業の施行者にはならない。
- 稲垣委員　そうですか。そうすると権利変換なんかも当然受けないということですね、区は。
- 政策企画課長　そうです。そういう意味では、土地所有者なので、権利変換のところの土地の部分はありますけれども。権利変換の中で名前は出てくるものだと思いますけれども。
- 議長　聞いていて私もわかりにくくなってきたので、私からちょっと質問しますけれども、要するに従前の区の権利がなくなるわけじゃなくて、市街地再開発事業の権利変換計画で、借地権を上に乗せた形の土地所有者であるという、そういう立場は保たれると。今は純粋な天上天下所有している、そういう地権者の一人なんだけれども、今回の市街地再開発事業の

結果、どういふうにそれが権利変換されるかという、底地は持っていて、その上に借地権70年間の定期借地でしたか。

○政策企画課長 はい。

○議長 それが設定された土地に変わってくるという、そういう立場だと。けど、それは権利変換の結果そうなるんだけど、施設建築物の床を権利変換を受けるわけではありまへんと。そういうことですよ。

○政策企画課長 はい、そのとおりです。

○議長 ということのようす。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。そうしたら、議案第196号について、これから議決に入りたいと思いまへす。

議案第196号 板橋駅板橋口地区第一種市街地再開発事業にかかる都市計画についてを案のとおり決定することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

○大田委員 異議のある方は意見を言っいていいですか。

○議長 意見ですか。今、意見をさっきいただきたくて……。

○大田委員 議決のときに言わないと。

○議長 議決の直前に意見を。

○大田委員 それをさっきは一緒にしちやっているので、議決をとるときと。

○議長 いやいや、運営上はご質問もご意見も一緒に受けておりますので、そのときにいただきかっただすけれども、もし意見がおありでしたら、今お話を。それで議決についてはもう一度とり直しまへす、後ほど。

○大田委員 すみまへせん、ありがとうございまへす。

議決については、私は同意できません。

1つは、駅前を拠点と位置づける都市計画のあり方が、やはり全国的にも大きな問題になっている状況だというふうに思いまへす。都市計画は、人口予測を踏まえた人口フレーム方式をとってしまへしたし、それに基づいて駅前拠点を誘導すると。これは都市が拡大していく、そういったものでずっと日本もやってしまへしたけれども、地方ではどんどん衰退をし、東京とか大きな都市部だけがやっているわけですけれども、しかし考えてみると、確実に人口が縮小していくときに、果たして駅前を拠点と位置づけるあり方というのは、にぎわいを、例えば板橋の場合なら、70年間にもにぎわいを続けるということが実際できるのかとなると、こ

これは到底見込みがないというふうに私どもは考えていますし、そしてまた形態も、この事案でも、再開発の各駅停車のように揶揄されている、同じような形をして、どうして将来にわたってにぎわいをつくれるのかということは説明はされてきませんでした。

もう一つは、板橋区が借地権によって云々というこの事業形態の中で、この文書にあるように一層公共性と言いつつも、実は住民の要求、福祉向上を含めて、そういった問題については一切議題にならないということで、事業者の持つフレームの中で、その中で公共性、正確には公益施設という形にしているということで、区有地は区民の資産なわけだから、最善、そういう意味ではこの文面にあるとおりに、本当に公共性になるのかということが、実は具体的には何も担保されていないということがやはりあると思うんです、ここには。

そういう意味で、人口減少社会に向かう中で、長期間にわたって板橋区の住民、そして住民サービスが、本当にあるべきにぎわいのあり方、都市計画のあり方というのは、今、本当に転換点にあるように思うし、そういった意味では、もっともっと周知を含めて、周囲のいろいろな意見を含めて議論をしても、決して70年というスパンを考えると、短い期間ではないというふうに思っていますので、そういう意味では今回の決定には同意できないという理由を申し上げたいと思います。

○議長 ありがとうございます。

確認しますけれども、ほかにご意見はございませんか。

それでは、改めて本件について議決を行いたいと思います。

議案第196号 板橋駅板橋口地区第一種市街地再開発事業にかかる都市計画についてを案のとおり決定することにご異議のない方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 ありがとうございます。賛成多数と認めます。

したがいまして、議案第196号は案のとおり決定することに異議なしとの答申をしたいと思います。

続きまして、議案第197号 東京都市計画地区計画（若木二・三丁目地区）の決定について、付議文の紹介をお願いいたします。

○市街地整備課長 市街地整備課長、廣木と言います。よろしく申し上げます。

29板都市第573号の5 東京都板橋区都市計画審議会 都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定に基づき、下記事項について付議する。平成30年8月22日 板橋区長坂本健 記 東京都市計画地区計画（若木二・三丁目地区）の決定について（板橋区決

定) 理由 環状第8号線沿道やその後背地である住宅地からなる市街地において、防災上安全な市街地の形成と良好な住環境の保全に向けた土地利用を図るために地区計画を決定する。

以上でございます。

○議長 それでは、続いて、都市計画の内容及び本件における都市計画法第17条の縦覧結果について説明をお願いいたします。

○市街地整備課長 それでは、東京都市計画地区計画（若木二・三丁目地区）についてご説明申し上げます。

本件は、平成30年5月8日実施の第177回板橋区都市計画審議会でご報告させていただいた案件です。なお前回、報告させていただいた原案から、今回の案への変更事項等はありません。

本地区計画の都市計画図書は、1から4ページが計画書、5ページが位置図、6、7ページが計画図1、8、9ページが計画図2となっておりますが、これからの説明につきましては、都市計画図書ではなく、解説図等を入れてわかりやすくしているお手持ちの資料の中の議案第197号参考資料で説明させていただきます。

参考資料、若木二・三丁目地区地区計画（案）についてをごらんください。

こちらが地区計画の概要となっております。

まず、地区計画の目標としまして、緑豊かでゆとりある良好な住環境の保全・向上を図るとともに、誰もが住み続けられる、災害に強い安心・安全なまちの形成と定めております。

続いて、地区計画の区域及び地区施設の配置についてでございます。

地区計画の区域といたしまして、地図の黄色で示された部分、環状8号線沿道30メートル以内の範囲、約3.6ヘクタールを住宅地区A、その他の黄緑色で示された部分約17.4ヘクタールを住宅地区Bと区分しており、全体で約21.0ヘクタールでございます。

次に、地区施設の配置といたしまして、区画道路を1号から7号まで位置づけており、幅員は表記のとおりでございます。また、公園を1号から5号まで位置づけており、面積についても表記のとおりでございます。

続いて、土地利用の方針についてでございます。

地区の特性に応じて2つに区分し、それぞれの土地利用方針を住宅地区Aは、環状第8号線の延焼遮断帯効果を高め、防災性の高い住環境を形成するとともに、良好な住環境を保全しながら、住宅と生活利便施設が共存した土地利用を図るとし、住宅地区Bは、災害に強い

安心・安全な住環境を形成するとともに、緑豊かでゆとりのある良好な低中層住宅地としての土地利用を図るとしてあります。

続きまして、2、3ページ目の地区整備計画（ルール）についてでございます。

ルールには、建築物等に関する事項として、建築物の敷地面積の最低限度、隣地境界線からの壁面位置の制限、道路境界線からの壁面位置の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、垣又はさくの構造の制限の5項目と、土地の利用に関する事項がございます。

まず、建築物の敷地面積の最低限度についてでございます。

これは、敷地の細分化による建て詰まりや住環境の悪化を防止するため、建築物の敷地面積の最低限度を定めるものでございます。板橋区の都市計画では、当該地区の敷地面積の最低限度は、既に60平方メートルと定められていますが、地区計画で新たに敷地面積の最低限度を70平方メートルと設定いたします。ただし、地区計画決定時で70平方メートル未満の敷地はそれ以上に分割しない限り建てかえは可能としてあります。

次に、隣地境界線からの壁面位置の制限についてでございます。

これはゆとりある良好な住宅地の形成及び火災時の延焼を防ぐため、隣地境界線から建物の外壁又はこれにかわる柱の面までの距離は0.5メートル以上とします。制限に該当しない、やむを得ず設置可能なものとしまして、物置など軒の高さが2.3メートル以下で、かつ延床面積が5平方メートル以内であるもの、階数が2以上のものを除く自動車車庫、建築物の床面積に算入されない出窓の部分で、外壁又はこれにかわる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下のものとしてあります。

次に、道路境界線からの壁面位置の制限についてでございます。

これは災害時の建物から道路への落下物の緩衝帯とあわせて、道路沿いの緑化空間を確保するため、道路境界線から建物の外壁又はこれにかわる柱の面までの距離は0.5メートル以上としてあります。制限に該当しない、やむを得ず設置可能なものとしましては、隣地境界線からの壁面位置の制限と同じものとしてあります。また、建築基準法第53条で定められた建蔽率を確保できない建築物については、このルールを適用しないこととしてあります。

続きまして、3ページ目をごらんください。

建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限についてでございます。

これは落ち着いた街並み景観を形成するために、建築物の屋根・外壁の色彩は刺激的な原色を避け、周辺環境と調和したものとし、工作物、広告物は、刺激的な原色を避け、周辺環境と調和し、良好な景観の形成に資するものとしてあります。

次に、垣又は柵の構造の制限についてでございます。

これは、緑豊かな街並みとし、災害時に倒壊のおそれがある危険なブロックをなくすために、道路に面して設ける垣又はさくの構造は生垣またはフェンスとし、コンクリートブロック造でつくる部分については、高さ0.6メートル以下としています。

最後に、土地の利用に関する事項についてでございます。

これは緑豊かで潤いのある街並みの形成を図るため、敷地内では既存の樹木の保全を図るとともに、緑化に努めることと、道路に面して設ける垣または柵の構造は可能な限り生垣とし、沿道の緑化に努めることとしています。

以上が、地区整備計画（ルール）となっております。

続きまして、資料を1ページめくっていただきまして、4ページの地区計画の都市計画審議会付議後のスケジュールについて及び都市計画決定後の届け出について、いずれの詳細も図のとおりでございます。

続きまして、都市計画法17条に基づく縦覧結果についてご説明を申し上げます。

議案第197号資料と右上に表記されているA4、1枚のものをごらんください。

平成30年7月23日、公告を行い、平成30年8月6日までの2週間で縦覧及び意見書受け付けの期間として設けました。結果は、縦覧も意見もございませんでした。

なお、事前周知に当たっては、「広報いたばし」の掲載、地区内町会回覧板でのチラシ回覧、地区外権利者に対するお知らせの郵送、地域センター内でのチラシの配布を行っております。

縦覧結果の説明については、以上でございます。

以上をもちまして、東京都市計画地区計画（若木二・三丁目地区）についての説明とさせていただきます。

○議長 それでは、議案第197号のただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けしたいと思います。

ご質問、ご意見がございましたら、挙手をお願いいたします。

大田委員。

○大田委員 将来的に延焼遮断帯が完成した場合、環8沿いですがけれども、災害時の輸送道路として延焼遮断帯をつくるんですけれども、逆に内側が不燃化率が上がっていないと、物すごい延焼になる可能性があるということは専門家が指摘していることなんですね。

そういう意味で、今回、この地区計画で、建物の整備計画のルールを決めるわけですから

ども、ただ前回少し触れたように、現在で消防車も入らない、ホースも入らないというところは、個々の建物がこのルールで建てかえしてもばらばらになるわけで、消防車が行くか、できるかどうか全くわからないというところが必ず生まれてくるはずなんです。

そういう意味では、この地区整備計画の中で、今後、やはり延焼、特にこういった地域は延焼をどうやって防ぐのかということをやらないと、危険だけが残る可能性があるんです。そういう意味では、空地をどういうふうにつくるかとか、あるいは共同建てかえをどうするかとか、さまざまな手法はあるのでね。そういう意味では、この地区計画を土台にして、特に危険な場所、現行でも危険な場所を、きちんと燃えにくい、そして防災にきちんとした対応するものに進めていくということは、どうしても必要だと思うんです。

ほかの地域、そうでもないところと、やっぱり特殊にこういったアップダウンが激しくて、路地がたくさんあってというところは、こういったときにそういったことをやっぱりきちんと担当部署で検討して、具体的に進めていくということは、私は求められるというふうに思っております。

以上です。

○議長 ご意見ということでよろしいですかね。

ほかにはございますか。

特にほかにご質問、ご意見ないようですので、これから議決に入りたいと思います。

議案第197号 東京都市計画地区計画（若木二・三丁目地区）の決定についてを案のとおり決定することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長 ありがとうございます。全員賛成と認めます。

したがって、議案第197号は案のとおり決定することに異議なしとの答申をしたいと思います。

続きまして、報告事項1、都市計画法第21条の2に基づく都市計画提案に関する検討部会の委員について、説明をお願いいたします。

○都市計画課長 それでは、報告事項1に基づきましてご説明申し上げます。

都市計画法第21条の2に基づく都市計画提案に関する検討部会の委員についてでございます。

東京都板橋区都市計画審議会条例第8条に規定いたします部会につきましては、同条例施行規則第6条に基づきまして、下表のとおり委員の指名があったのでご報告するものでござ

います。

下の表にございますように、5名の委員の方をご指名しているところでございます。以上についてご報告差し上げるところでございます。よろしく願いいたします。

○議長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けしたいと思えます。

ご質問、ご意見がございましたら挙手をお願いいたします。

よろしゅうございますか。

特にご意見、ご質問もないようでございますので、本件の報告については、この程度とさせていただきます。

以上をもちまして、第178回板橋区都市計画審議会を閉会いたします。

なお、この後、事務局から連絡事項がございますので、自席でお待ちください。

○都市計画課長 それでは、次回の都市計画審議会でございます。10月31日水曜日、午後2時からを予定しております。どうぞよろしく願いいたします。

○都市整備部長 本日はご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、これで終了とさせていただきます。ありがとうございました。

午後2時49分閉会